

アスベストの除去費用

Q :アスベストの問題が、最近取り沙汰されていますが、アスベストを除去する費用はどのように扱えばいいのですか？

A :除去費用の全額を損金処理することが認められるものと思われま

【解説】

これまで、耐火性や吸音効果があるとして建物等に広く使われてきたアスベストに、発ガン性物質が含まれていたことがわかり、最近、社会問題になっています。

これに対応するため、石綿障害予防規則が施行され、7月1日以降、アスベストを使っている建物等のうち飛散の可能性があるものについては、建築物の所有者又は貸与者が、これを除去または封じ込め、囲い込みのいずれかの措置をとらなければならないことになりました。

この場合のアスベストを除去する費用にかかる取扱いは、法的な義務付けに伴って行うものであることから、原則として、除去費用の全額を損金の額に算入することが認められるものと思われま

ただし、アスベストの除去に伴い、建物等の改造や改装を行った場合などで、明らかに固定資産の価値を高めるような改修と認められるような費用については、資本的支出となり、資産に計上しなければなりませんので注意してください。

